

生駒市条例第26号

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月生駒市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第2号から第4号まで及び同条第3項」に改め、同条第2号中「該当する者」の次に「で、かつ、第3条の2に規定する支給制限を受けない者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。